平成２８年（フ）第６０４号
川崎市高津区下野毛１丁目９番10―105号
債務者　松本　和行
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６１３号
川崎市宮前区宮前平１丁目４番地43　宮前平サニーヒル　Ａ―302
債務者　尾崎　ゆき
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６２２号
川崎市川崎区大島上町18番５号　村松ビル402
債務者　菅原　香織（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６５９号
川崎市麻生区上麻生６丁目12番８号　レオパレスソフィア　104、前住所川崎市麻生区上麻生７丁目12番８―206号
債務者　石澤　真紀（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
山梨県中巨摩郡昭和町飯喰918―３　ＫＭレジデンス　103号室、住民票上の住所山梨県韮崎市龍岡町下條東割513番地１
債務者　立花　美悠
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
山梨県甲府市西高橋町318番地
債務者　萩原貴代美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
山梨県甲府市古府中町1488番地７、前住所東京都練馬区西大泉４丁目６番８号
債務者　森田　賢一
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
山梨県甲府市古府中町1488番地７、前住所東京都練馬区西大泉４丁目６番８号
債務者　森田　由起
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４７号
山梨県甲府市西高橋町556番地37
債務者　大森　栄子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４８号
山梨県甲府市住吉５丁目６番45号　セレノブリッサＡ―102
債務者　保坂　玉美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４９号
山梨県笛吹市御坂町栗合363番地５、住民票上の住所山梨県笛吹市御坂町下黒駒931番地
債務者　神座　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５１号
山梨県甲斐市西八幡1777番地　小宮山住宅５号
債務者　岩柳　留衣
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８７号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘４棟505号
債務者　江口　清司
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２１号
三重県津市神納町７番35号
債務者　中西　由美
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３９号
滋賀県東近江市八日市東本町５番７号　Ｇａｒｄｅｎ　Ｓｑｕａｒｅ八日市　Ｐ101号室
債務者　北村　清次
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５１号
兵庫県洲本市小路谷10番地１　ホテルニューアワジ社宅13号棟203号
債務者　橋口　照美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係